

第5章 台湾

関税	
高関税品目等	173
サービス貿易	
電気通信	174
知的財産保護制度	
(1) 特許権者の排他的権利から「販売の申し出」の欠落	175
(2) 著作権法	176
(3) 権利侵害の非刑事罰化及び罰則緩和	177
(4) 不正商品等の取締り等知的財産権の保護強化	177

関 税

高関税品目等

2001年の台湾の全品目の関税率(単純平均)は7.01%であり、その内訳を見ると、鉱工業品が5.78%(うち83%に当たる品目の関税率は10%以下)、農産品は14.01%(うち40数品目の関税率は40~50%)である。台湾は、加盟に当たり、約8,200品目を対象として譲許し、経過期間(大部分の品目は2004年までに、自動車・同部品等一部品目は2011年までに)を経て、譲許品目平均で5.5%(鉱工業品:4.15%、農産品:12.86%)まで引き下げることが約束した。今後、譲許表に基づいて関税引き下げが行われることは当然として、鉱工業品分野の特殊用途自動車(最大30%)、貨物自動車(最大25%)、普通・小型乗用車(17.5%)等の比較的高い最終譲許税率のさらなる引き下げ、自動車・同部品の経過期間の短縮が期待される。

サービス貿易

電気通信

電気通信分野においては、電信法により、外資出資比率制限が直接投資の上限は 49%まで、間接投資も含めた上限は 60%までと規定されている。日本の旧郵政省と旧電電公社にあたる電信総局から通信部門が分離して公社となっていた中華電信会社は、2001年に民営化され、外資出資制限は、20%までと制限されている。これらの規制が緩和されることが望まれる。

知的財産保護制度

台湾においては、知的財産の保護は、実体面では、著作権法、商標法、専利法（発明特許、実用新案特許、意匠特許を含む。）、種苗法、集積回路配置保護法、営業秘密法、公平交易法等、手続面では、刑法、刑事訴訟法、税関法、貿易法等により規定されている。台湾における知的財産保護制度は、WTO加盟に向けて、TRIPS協定に整合的な内容にすべく1994年から2001年にかけて、関連法案が立法院を通過し、概ね改善が図られてきた。

このような取り組みを背景として、台湾は、WTO加盟時に経過期間なしで、TRIPS協定を完全に遵守する旨を約束している。また、特に加盟国側が問題視してきた権利行使に関しては、1999年2月に公布された公正交易法により、違反者の罰金の強化、事業停止等の実効が盛り込まれた他、裁判官等関係者の研修の実施、関係省庁によるタスクフォースによる取組み、権利行使に関するアクションプランの策定等の改善策を表明している。

台湾における知的財産法制的 TRIPS協定整合化については、制度整備の面からは概ね順調に推移してきているように考えられるものの、一部の点でなお、改善が必要な項目が散見される。

また、制度の創設・整備だけでなく、模倣品・海賊版等の不正商品の流通への対処という観点からは、取締りの強化など、運用面での取り組みの改善

も必要である。

2002年9月のWTO・TRIPS理事会において、台湾に対する法令レビューが行われ、我が国は、産業界の提言（※）についても言及しつつ、以下の更なる是正が望まれる事項につき指摘を行った。引き続き、WTOにおける法令レビュー等の場を通じて実態を明らかにしていくとともに、今後の台湾の取り組みを注視して行く必要がある。更に、改善が見られない場合には、必要に応じて、WTOの紛争解決手続を用いて、その是正を求めていくことも検討する必要がある。

（※）台湾に対する法令レビューに際し、国際知的財産保護フォーラムが、産業界として同国の制度及び罰則・取締り等運用面についてTRIPS協定に照らし問題と思われる改善要望項目をあげ、日本政府に提言を提出した。（当該フォーラムについては、「第3章中国 知的財産制度」を参照のこと。）

（1）特許権者の排他的権利から「販売の申し出」の欠落

TRIPS協定第28条第1項は、物及び方法の特許に関して、「特許権者は、特許権者の承諾を得ていない第三者による……使用、販売の申し出若しくは販売又はこれらを目的とする輸入を防止する排他的権利」を有するべき旨規定されている。

旧「台湾特許法」第56条では、物の特許を受けた特許権者は「製造、販売、使用又はこれらを目的とする輸入を防止する排他的権利」のみを規定しており、物の特許権にかかる「販売の申し出」が特許権者の排他的権利に含まれていない点で、TRIPS協定第28条との関係で問題があった。

2002年9月の法令レビューの場で台湾側から予告されたとおり、特許法第56条等関連条項に「販売の申し出」が明記された特許法改正案が、2003年1月3日に本会議で可決成立した。これにより、条文上の問題は解決されている。

(2) 著作権法

a 映画著作物の貸与権の消尽

TRIPS 協定第 11 条は、「少なくともコンピュータ・プログラム及び映画の著作物については、加盟国は、著作者及びその承継人に対し、これらの著作物の原作品又は複製物を公衆に商業的に貸与することを許諾し又は禁止する権利を与える。」と規定している。

台湾著作権法第 29 条は、映画の著作物の著作者に貸与権を付与しているが、第 60 条はその消尽について規定している。このため、いわゆるビデオ・レンタルは映画の著作物の複製品を貸与するものであることから、台湾においては映画の著作物の著作者の貸与権が事実上及ばないことになっている。

TRIPS 協定第 11 条は、前述の規定に続いて「映画の著作物については、加盟国は、その貸与が自国において著作者及びその承継人に与えられる排他的複製権を著しく侵害するような当該著作物の広範な複製をもたらすものでない場合には、この権利を与える義務を免除される。」とも規定しており、台湾著作権法が、直ちに TRIPS 協定に抵触するとは言い切れない。

しかしながら、貸与権が消尽するという著作権法の規定については、台湾における海賊版取締りなど依然として実効面の問題が散見・指摘されていることから海賊版ビデオの流通などの実状によっては TRIPS 協定との関係が問題となり得ること、また、台湾における映画の著作物に関する著作権侵害に対する権利者の救済を阻害するものであることから、当該規定の見直しが望まれる。

b WTO 加盟に伴う経過措置

台湾著作権法第 106 条の 3 は、WTO 加盟に伴う経過措置として、WTO 加盟前の 2001 年 12 月 31 日までに完成していた著作物について、同日までに著作物の利用に着手し、又はその利用について重大な投資を行った者は、WTO 協定発効の日から 2 年間、すなわち 2003 年 12 月 31 日まで、その著作物を引き続き利用できると規定している。

TRIPS 協定第 70 条は、経過措置に関し、第 2 項で「既存の著作物についての著作権に関する義務は、ベルヌ条約第 18 条の規定に基づいてのみ決定される」と規定し、ベルヌ条約においては経過措置の具体的な適用方法について各国の立法によることが認められている。したがって、台湾著作権法第 106 条の 3 が、直ちに TRIPS 協定に抵触するとは言い切れない。

しかしながら、著作権法第 106 条の 3 において「利用に着手していたとき」や「莫大な投資をしていた場合」に継続利用を認めているが、法令レビューにおいて、2 年間の経過期間中に適法に複製された全ての作品は経過期間満了後であっても販売することができる台湾が回答するなど、経過措置により許容される行為が著しく拡大することが懸念される。経過期間が満了したあとの行政機関・司法機関における運用面の実態についても今後注視していく必要がある。

(3) 権利侵害の非刑事罰化及び罰則緩和

台湾専利法は、TRIPS 協定への対応等を目的として、1994 年、1997 年及び 2001 年に改正されたが、同時に権利侵害に対する刑事処罰が順次軽減され、2001 年 10 月の改正で、特許権侵害が 2003 年 1 月の改正で実用新案権侵害及び意匠権侵害が刑事上の罰則の対象から除外されるに至った。

加入交渉が事実上終結した後に権利保護の程度を少なくする改正がなされたことは遺憾であり、刑事罰による侵害行為の抑制効果が著しく減じられてしまうおそれがある。また、非刑事罰化に伴い、民事上の救済措置の利用が困難になり、救済措置の効果が減じられるという問題も生じている。このため、権利侵害に対する刑事罰化、非親告罪化、罰則の厳罰化が求められる。

(4) 不正商品等の取締り等知的財産権の保護強化

上述のとおり、台湾による様々な努力にも拘わらず、我が国企業関係者からは、特許権侵害を含む模倣品や映像・音楽ソフト等の海賊版といった

不正商品による被害についての取締り強化を要請する声が大きい。例えば、海賊版商品については WTO 加盟に伴う著作権法改正によって我が国の著作物は自動的に法的保護を受けることが可能となった点は歓迎されるが、海賊版の被害は深刻であり、今後、制度のさらなる拡充とともに、不正商品の摘発、違反業者の処罰など取締り面での実効性が求められている。これらについて、できる限り早期に具体的な改善策が実施され、権利者の懸念が払拭されるかたちでの状況の改善が図られることが望まれる。